

ヒト胚の研究利用に関する諸外国の規制の状況

英国	<p>ヒト受精・胚研究法（平成 2 年）により、生殖医療及びヒト胚の取扱いについて規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究目的のヒト胚作成やヒト胚の研究については、目的を限定した許可制 ・本年 1 月、人クローン胚からのヒト E S 細胞の樹立を可能とする法律改正を実施 <p>本年 11 月、英国高等法院が、体細胞の核移植で作成された人クローン胚は受精胚ではないことからヒト受精・胚研究法上の規制対象に当たらないと判決。これを受けて、政府は、受精以外の方法で作成したヒト胚を女性に着床させることを禁止する法律案(Human reproductive cloning bill)を国会に提出し、29日に可決。</p>
仏国	<p>生命倫理法（平成 6 年）で、生殖医療及びヒト胚の取扱いの規制を含め生命倫理全体について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の優越性の保障、人の尊厳へのあらゆる侵害の禁止、及び人の生命の始まりから尊重することを保障、 ・ヒトの種の完全性の侵害や優生学的操作を禁止 ・研究目的のヒト胚作成やヒト胚の研究は明示的に禁止（胚を傷つけない試験研究に限り例外的に許可） ・人クローン胚等の作成や個体を作ることについては、優生学的措置に当たるとして、法律の解釈で禁止
独国	<p>胚保護法（平成 2 年）により、生殖医療及びヒト胚の取扱いについて規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究目的のヒト胚の作成やヒト胚を用いた研究は禁止 ・人クローン胚、キメラ胚及びハイブリッド胚の作成や、それらの個体を作ることについて明示的に禁止

米国	<p>ヒト胚一般に関する政府レベルの規制はないが、研究目的のヒト胚の作成やヒト胚を用いた研究に関し、連邦政府資金の提供はしていない。</p> <p>人クローン個体生成禁止のみを規定した法案を平成9年6月に議会に提出したが廃案</p> <p>FDA（食品医薬品局）では安全面から人クローン個体生成を許可しない方針</p> <p>本年7月、人クローン胚の作成及び人クローン個体生成を禁止する法律が下院を通過（上院での議論は来会期に持ち越し）</p> <p>なお、本年8月、大統領は、新たなヒトES細胞の樹立については従来通り公的助成は認めないが、既に存在するヒトES細胞の使用研究に限定して公的助成を認めることを発表</p> <p>本年12月、生命医学の科学技術的発展の結果生じる生命倫理問題に関し大統領に助言を行う「生命倫理に関する大統領委員会」を設置</p>
----	---